

凍結胚の保管に関する規則

【規定】

- ・凍結胚の保管期間は保管開始日から起算して1年間とする。
- ・凍結胚の保管期限から起算して1か月間を更新期間とする。
- ・夫婦は保管期限を自己管理し、自主的に「保管期間の延長申請」または「廃棄申請」を行わなければならない。
- ・更新期間内に夫婦連名の「保管期間の延長申請」（税込 77,000 円）を行うことで保管期間が1年間延長される。
- ・更新期限を超過した場合の「保管期間の延長申請」では延滞金（税込 22,000 円）が別途発生する。
- ・保管期間内に夫婦連名の「廃棄申請」を行うことで凍結胚の保管が終了し、病院はただちに凍結胚を廃棄する。
- ・保管中の凍結胚が0個となった場合を除き、「廃棄申請」が行われな限りは凍結胚の保管が継続する。ただし、夫婦と連絡が取れない場合は凍結胚廃棄の意思表示と見なし、保管期間終了時に凍結胚を廃棄する。
- ・保管期限を超過した場合の「廃棄申請」では延滞金（税込 22,000 円）が別途発生する。
- ・保管期限を超過している場合、「保管期間の延長申請」が行われな限りは融解胚移植を実施することはできない。
- ・夫婦双方の同意が得られない場合、夫婦が離婚した場合、夫婦の一方が死亡または行方不明の場合、妻が生殖年齢を超えた場合には、日本産科婦人科学会の会告により凍結胚を廃棄する。
- ・凍結胚は夫婦の費用と責任において他医へ移送することが可能である。

【連絡義務】

- ・夫婦は連絡先に変更（住所、電話番号等）が生じた場合、速やかに病院へ連絡しなければならない。
- ・夫婦は婚姻関係に変更（離婚、事実婚の解消、婚姻等）が生じた場合、速やかに病院へ連絡しなければならない。
- ・夫婦は夫婦の一方が死亡または行方不明となった場合、速やかに病院へ連絡しなければならない。
- ・病院は凍結胚に関する連絡事項等が生じた場合、速やかに夫婦へ連絡しなければならない。

【保管責任】

- ・病院は保管期間中の凍結胚についてその保管責任を負い、施設や設備の施錠、および停電や地震等に対する災害対策を講じるなど、凍結胚を適切に保管しなければならない。
- ・上記責任を全うしているにも関わらず、侵入や盗難、天災や災害等の様々な要因に伴う不可抗力によって保管中の凍結胚が損傷、紛失した場合、病院はこの損失を補償することはできない。

2022年3月7日改定